

令和7年7月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ワ)第516号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年5月8日

判 決

5 当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 被告らは、原告に対し、連帯して7億9690万6171円及び内金3億6
637万1957円に対する平成27年6月25日から支払済みまで、内金4
億1439万4420円に対する平成28年6月24日から支払済みまで、そ
10 れぞれ年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを15分し、その1を原告の負担とし、その余を被告らの負
担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

15 事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して8億5703万9590円及び内金3億9426
万8155円に対する平成27年6月25日から支払済みまで、内金4億4541万
3554円に対する平成28年6月24日から支払済みまで、それぞれ年5分の割合
20 による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が設置する水道用水供給事業施設である霞ヶ浦浄水場で使用する活性
炭の再生業務を一般競争入札の方法により発注したところ、別紙1記載の被告らはか
14社が、上記業務の供給予定者及び入札価格について談合行為をして落札した結果、
25 現実の落札価格と談合行為がなければ形成されたであろう落札価格との差額分の損
害を被ったと主張して、原告が、共同不法行為(民法709条、719条)に基づき、

被告らに対し、損害賠償金及び平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「民法」という。)所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 前提事実(争いがないか、括弧内に掲げる証拠により認定できる事実。以下、会社名を示す場合の「株式会社」や「有限会社」の表記は省略する。)

5 (1) 当事者

ア 原告は、地方公営企業法2条1項1号に基づき県民が使用する水道用水供給事業を行っている普通地方公共団体である。公営企業管理者は、事業の執行につき原告を代表し(同8条)、原告には、管理者の権限に属する事務を処理するため、企業局が置かれている。企業局には、4つの水道事務所(県南、鹿行、県西、県中央)が設置
10 され、原告はその水道事業用施設として県内に10ヶ所の浄水場(霞ヶ浦、利根川、阿見、鹿島、鰯川、関城、新治、水海道、水戸、湊沼川)を設置している。

イ 被告本町化学(別紙1の番号1)は、医薬品、医薬部外品、工業薬品、化学薬品の製造、販売等を目的とする株式会社である。被告本町化学は卸売業者であり、同社自身は活性炭(新炭)の製造、再生の業務は行っていない。

15 ウ 被告セラケム(別紙1の番号16)は、活性炭、木炭、化学薬品、肥料及び農薬の製造販売並びに輸出入等を目的とする株式会社である。

(2) 活性炭再生業務の入札

ア 活性炭は、内部に微細な孔を無数に持つ炭素材料で、ヤシ殻や石炭等から作られている。活性炭には吸着能力があり、有機物やかび臭の原因物質等を除去すること
20 ができる。

活性炭のうち、粒状活性炭は、専用の活性炭槽(吸着池内)で使用するもので、通年あるいは長期間の使用に適している。粒状活性炭は、専用の炉で焼成することで吸着性が回復するため、数ヶ月使用した後に工場で再生して再利用する。再生過程で目減りする分は新炭で補充する(以下、こうした活性炭の再生業務と補充業務を併せて
25 「活性炭再生業務」という。)

イ 各水道事務所長は、毎年3月頃、一般競争入札の方法により活性炭再生業務の

発注しており、業務委託期間は、原則として4月1日から翌年の5月31日までである。

各水道事務所長と落札業者は、活性炭再生業務に要する浄水場1池当たりの単価を定め、それに実施した業務量に乗じた額を支払う契約を締結する。単価には、再生費用、補充炭費用、品質検査費用、搬出入費用、運搬費用、諸経費その他、税等が含まれる。

霞ヶ浦浄水場は、県南水道事務所長が入札を実施する。霞ヶ浦浄水場は、粒状活性炭が入っている吸着池が42池あり、1池あたりの容量は約102.5m³である。

ウ メーカーは、原告の有資格者名簿に登録のある業者を自社の代理店として入札に参加する（以下、こうした代理店を「窓口業者」という。）。

(3) 平成26年度入札（以下、後記(4)と併せて「本件各入札」という。）。

県南水道事務所長は、同年3月12日、霞ヶ浦浄水場の粒状活性炭再生業務についての平成26年度入札を実施し、被告セラケムの窓口業者である林六が浄水場1池当たり1730万円（消費税別）で落札した（入札した窓口業者とメーカーとの対応関係は別紙5、入札結果は別紙6（甲3）のとおりである。）。

県南水道事務所長は林六と、平成26年4月1日、契約単価を浄水場1池当たり1868万4000円（内消費税138万4000円）とする業務委託単価契約を締結した（甲6）。県南水道事務所長は、林六に対し、委託期間中の委託料として別紙3の支払額のとおり支払をした（甲9の1～12）。

(4) 平成27年度入札

県南水道事務所長は、同年2月26日、霞ヶ浦浄水場の粒状活性炭再生業務についての平成27年度入札を実施し、被告セラケムの窓口業者であるITSトレーディング（以下「ITS」という。）が浄水場1池当たり1745万円（消費税別）で落札した（入札結果は別紙7（甲5）のとおりである。）。

県南水道事務所長はITSと、平成27年4月1日、契約単価を浄水場1池当たり1884万6000円（内消費税139万6000円）とする業務委託単価契約を締

結した(甲7)。県南水道事務所長はITSに対し、委託期間中の委託料として別紙3の支払額のとおり支払いをした(甲10の1~12)。

(5) 平成28年度から令和2年度までの落札価格

別紙2中の「1 落札価格」「談合終了後の期間」の各年度欄に記載のとおりである。(甲11の1~5)

(6) 公正取引委員会による立入検査並びに課徴金納付命令及び排除措置命令(以下「課徴金納付命令等」という。)

ア 公正取引委員会は、平成29年2月21日、別紙1の16社(以下、これらを総称して「本件16社」といい、被告本町化学を除く15社を「本件15社」という。)

が行った、東日本地区に所在する地方公共団体が入札等の方法により発注する浄水場等向けの活性炭(以下「特定活性炭」という。)の取引等に関して、独占禁止法47条1項4号の規定に基づく立入調査を実施した。

イ 公正取引委員会は、令和元年11月22日、本件16社が、共同して、特定活性炭(これには、被告が設置する浄水場向けの活性炭が含まれる。)について、供給予定者(自社の活性炭を供給すべき者)を決定し、供給予定者が被告本町化学を介して供給することができるようにすることにより、公共の利益に反して、特定活性炭の取引分社における競争を実質的に制限し、独占禁止法2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法3条の規定に違反するとして、本件16社のうちの12社(被告本町化学がこれに含まれる。)に対し、同法7条2項の規定による排除措置命令をした。

また、公正取引委員会は、同日、独占禁止法7条の2第1項の規定に基づき、被告本町化学に対して1億6143万円の課徴金納付命令を発した。課徴金算定の基礎となる取引には本件各入札に係る取引が含まれる。(甲1)

被告セラケムは、平成27年10月27日に談合から離脱していたこと、談合の違反行為の内容を公正取引委員会の調査開始前に1番目に自主的に報告したことから、排除措置命令も課徴金納付命令も受けていない。

ウ 被告本町化学は、前記イの課徴金納付命令等を不服として抗告訴訟を提起した

が、東京地方裁判所は、令和4年9月15日、被告本町化学の請求を棄却し、東京高等裁判所は、令和6年10月16日、被告本町化学の控訴を棄却する判決をした。(甲14、39)

2 当事者の主張

(1) 不法行為の成否

【原告の主張】

ア 被告本町化学と本件15社は、特定活性炭の入札に関し、遅くとも平成25年10月24日以降、各社の利益を確保するため、供給予定者を決定し、供給予定者は被告本町化学を介して供給し、供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるよう協力する旨の合意をし(以下これを「本件基本合意」という。)、これに基づき平成26年度、平成27年度の各入札(本件各入札)をするに当たり、供給予定者及び入札価格を調整して決定した(以下これを「個別調整行為」という。)。かかる被告らの行為は、独占禁止法第2条6項、3項に違反する違法行為であるとともに、入札を実施して自由競争により形成されるはずの公正な価格により活性炭の調達をすることを妨げるものであり、原告に対する不法行為を構成する。

イ 独占禁止法2条6項に該当する違法行為をした事業者に当たらない旨の被告本町化学の主張は否認し、争う。仮に、被告本町化学の行為が独占禁止法には違反しないとしても、談合行為を幫助した者として不法行為責任を負う。

【被告本町化学の主張】

被告本町化学の不法行為責任に関する主張は否認し、争う。

供給予定者は従来から活性炭メーカーの間において定められたルールによって決定されており、被告本町化学は当該ルールに従って供給予定者が決定されるに当たり、活性炭メーカーの指示を受け活性炭メーカーに代わって他の活性炭メーカーに対して事務的・機械的に連絡をしていたに過ぎず、被告本町化学が供給予定者を決定していたことや主体的に連絡を取るなどの行為をしていたことはない。

また、供給予定者の窓口業者の入札価格は、供給予定者の供給価格を踏まえて当該

供給予定者自身が決定するもの、供給予定者以外の窓口業者の入札価格は当該供給予定者が決定するものであって、卸売業者の被告本町化学が決定できるような性質のものではない。

さらに、活性炭メーカーは、被告本町化学が連絡行為その他の行為を行わなかったとしても、メーカー間で直接連絡を取り合うことで本件談合を行うことができた。活性炭メーカーは、被告本町化学を介在させれば本件談合が発覚しにくくなると考えて、被告本町化学を利用し介在させたに過ぎない。

以上のとおり、メーカーが供給予定者や入札価格を決定しており、被告本町化学は談合行為を行っておらず、メーカーの連絡役、手足に過ぎないから違法行為の主体でなく、メーカーとは実質的に競争関係になく、独占禁止法2条6項の事業者にあたらないから、被告本町化学の不法行為は成立しない。

【被告セラケムの主張】

公正取引委員会の排除措置命令の対象となった案件のうち、被告本町化学との間で調整を行うことにより被告セラケムが関与した案件があることは認める。ただし、排除措置命令の対象となった案件全てに関与していたものではなく、被告本町化学と他の関係者との間の調整についても把握していたものではない。なお、被告セラケムは、経営陣が入札談合を把握した後、平成27年10月27日に談合から離脱する旨の宣言を行って基本合意から離脱した。

また、本件各入札に係る被告セラケムの窓口業者の入札金額について、被告本町化学が決定して被告セラケムがその指示を受けたことについて、原告主張と積極的に異なる事実関係を主張するものではない。

(2) 損害額の認定

【原告の主張】

ア 被告らの違法行為により原告が被った損害は、違法行為により形成された現実の落札価格（以下「現実落札価格」という）から、当該違法行為がなければ形成されたであろう落札価格（以下単に「想定落札価格」という）を差し引いた額である。

別紙1の被告らほか14社（本件16社）は、本件の違反行為以前においても、本件と同様の違反行為を行っていた疑いがあることから、本件では違反行為が終了した直後の落札価格が違反行為の影響を受けない自由な競争による価格である。

霞ヶ浦浄水場における入札については、平成26年度及び平成27年度（本件各入札）は談合の違法行為の影響を受けているが、平成28年度は平成27年10月27日に本件基本合意から離脱した被告セラケムの窓口業者が落札していること、平成29年2月21日に公正取引委員会が立入調査を行ったことにより談合行為が取りやめられていることからすれば、平成28年度以降の入札は談合の違反行為の影響を受けていない。

そして、本件は、同一浄水場における、談合の前後（平成26年度及び平成27年度と平成28年度以降）を通じて委託業務内容を同一にする入札事案であり、談合の前後の消費者物価指数、賃金の推移に照らしても、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にはさしたる変動はないから、本件各入札後の入札である平成28年度から令和2年度までの落札価格の平均価格をもって、想定落札価格とするのが相当である。

被告らの違法行為により原告に生じた損害額元本は、別紙2の「3 損害額(税込)」及び別紙3のとおり、平成26年度が3億5842万8155円(a)、平成27年度が4億0492万3554円(b)であり、確定遅延損害金（窓口業者に支払った再生業務委託費の各支払日から各年度の最も遅い支払日の前日までのもの）は、別紙4のとおり、平成26年度分（平成27年6月24日までのもの）が841万0920円(c)、平成27年度分（平成28年6月23日までのもの）が894万6961円(d)である。そして、弁護士費用は、平成26年度分が3584万円(e)、平成27年度分(f)が4049万円である。

よって、原告は、被告らに対し、8億5703万9590円(a～fの合計)及び内金3億9426万8155円(a+e)に対する平成27年6月25日から支払済みまで、内金4億4541万3554円(b+f)に対する平成28年6月24日か

ら支払済みまでそれぞれ年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める。

イ 前後理論の適用の前提を欠く、想定落札価格の算定の基礎は5年分では足りない、想定落札価格の算定の基礎から除外すべき年度がある、落札率をもって想定落札価格を算定すべきであるとの被告らの主張を争う。本件は、同一浄水場の、同一の業務委託内容に係る一般競争入札の事案であり、民事訴訟法248条によらずとも、平成28年度から令和2年度までの落札価格の平均価格をもって想定落札価格とするのが相当である。

ウ 消費税を含めるべきではないとする主張を争う。

【被告本町化学の主張】

ア 原告が主張する方法により想定落札価格を推認するには、その前提として、談合による影響解消の前後で、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないことを原告が主張立証をする必要があるが（最判平成元年12月8日民集43巻11号1259頁〔鶴岡灯油訴訟〕。以下「本件最判」といい、こうした考え方を「前後理論」という。）、本件ではその主張立証がない。原告が指摘する各指標は、上記変動がないことの根拠とはなり得ないものである。

かえって、平成27年度から平成28年度にかけて中国から輸入される活性炭の価格が約20%下落する変動があり、平成29年度以降も下落の影響が残るとみるべきこと、同じ発注者及び同地域の入札である茨城県内の各浄水場における入札結果は、平成28年度を基準（100%）とした場合、最大で276.93%もの差が生じていること（鹿島浄水場）などからすれば、価格形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないとはいえないことは明らかである。

したがって、本件は前後理論の適用の前提を欠いている。

イ 前後理論が適用される場合、または前後理論が適用されず、民事訴訟法248条により損害額が認定される場合でも、損害算定における控えめの法理が妥当し、同種裁判例等に照らしても、本件の損害額は落札率に基づき算出される損害額を超えるものではない（予備的主張）。

すなわち、原告が算定の基礎とする落札価格は5年分しかなく、想定落札価格を算定するには足りない。そして、前記アの経済的要因等の変動を踏まえれば、当該商品の価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因の総合検討が必要であり、その場合、落札価格と予定価格の比率（落札率）をもって想定落札価格を推認する方法を用いることが本件最判に沿う。

ウ 想定落札価格の算定の基礎とする入札について

①公正取引委員会による排除措置命令の実行期間中に実施された平成28年度の入札、②落札率50%を下回っており、同種事例における一般的な落札傾向を示しているとはいえない平成28年度（落札率36.34%）、平成31年度（落札率45.25%）及び令和2年度（落札率26.25%）の各入札、③新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている令和2年度の入札は、想定落札価格の算定の基礎から除外されるべきである。

【被告セラケムの主張】

ア 想定落札価格は、平成28年度から令和2年度の落札価格の平均値よりも相当程度高額である。

すなわち、粒状活性炭を炉で焼却する際に使用する重油価格について、平成26年度入札、平成27年度入札においては平成25年及び平成26年の重油価格高止まりの影響があり、重油価格が下落した平成28年度以降と単純比較できない。

また、活性炭再生業務で目減りする分の補充をするための活性炭の輸入価格について、平成26年、平成27年、平成30年、平成31年の輸入価格は平成28年、平成29年と比べると概ね2割程度高く、平成28年度以降と単純比較できない。

上記のほか、取引価格には様々な要因が影響しており、原告が主張する談合終了後の5年間においても平成29年度の1,090万円と令和2年度の514万円という2倍以上の差があることから、単純に談合終了後の平均単価を想定落札価格とすることはできない。

イ また、平成26年度及び平成27年度は、平成23年の福島第一原発事故によ

り活性炭に付着した放射性物質についての慎重な配慮が求められていたことから相当程度高額な落札価格となった。

ウ 想定落札価格の算定の基礎とする入札について

①平成28年度入札は、未だ談合の基本合意が存続していた期間中であるため、参照されるべきでない。また、②令和元年度、令和2年度の落札価格をその4～6年前の想定落札価格として参考にすることは、経済情勢の変動の激しい昨今において、認められるべきでない。さらに、③令和2年度入札については、再生工場の所在地を県内に限る旨の制約が撤廃されたという点で価格形成の前提となる経済等条件等が大きく変わったため、想定落札価格の算定の基礎とすべきではない。

エ 事例数について

前記ウによれば、想定落札価格の算定の基礎とできるのは平成29年度から平成31年度のわずか3回の入札結果のみということになり、いわゆる前後理論を適用するにはサンプル数が著しく少ない。したがって、本件では前後理論適用の前提を欠く。

オ 消費税について

原告が支出した業務委託費のうち、消費税分については、仮払消費税として原告が納めるべき消費税額の計算において差し引かれるのであるから、損害に含めるべきではない。

3 争点

(1) 不法行為の成否

争点は、①本件各入札が談合の基本合意及び個別調整行為に基づくものであり、原告に対する不法行為を構成するか、②談合行為を行っておらず、メーカーの連絡役、手足に過ぎないから違法行為の主体でなく、独占禁止法2条6項の事業者にあたらないから不法行為は成立しない旨の被告本町化学の主張の当否である。

(2) 損害額の認定

争点は、①本件各入札（平成26年度、平成27年度）とそれより後の各入札において、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等

にさしたる変動がないといえるか(争点①)、②想定落札価格を、本件各入札より後の落札価格の平均値をもって算定することが相当であるか、相当である場合には、いかなる年度の落札価格を算定の基礎とすべきであるか、不相当である場合には、落札価格と予定価格の比率(落札率)をもって想定落札価格とするべきである、あるいは、民事訴訟法248条により損害額を算定すべきであるか(争点②)、③具体的損害額(争点③)である。

第3 当裁判所の判断

1 不法行為の成否

(1) 認定事実(括弧内の証拠等により認められる事実)

ア 被告らの営業担当者

(ア) 被告本町化学(甲12の1、12の6)

■(以下「■」という。)は、被告本町化学営業部に平成10年代半ば頃に設置された活性炭グループの■を務めた。

■(以下「■」といい、■と併せて「■ら」という。)は、■の部下であった者であり、平成27年4月以降は■の後任として■となった。

■(以下「■」という。)は■らの部下である。

■ら及び■は、被告本町化学が、新潟県、長野県及び静岡県以東の東日本地区における地方公共団体等の浄水場で使用される活性炭の取引の商流に入るための営業活動を担当していた。

(イ) 被告セラケム(甲13の1)

被告セラケムにおける主な営業担当者は■(以下「■」という。)である。

■は、平成23年に被告セラケムに入社し、■

■にあった。

イ 入札談合の概要(甲12の1～7、13の1～4)

(ア) 被告本町化学は、地方公共団体がその浄水場で使用する活性炭の商流におい

て、クラレケミカル（現在のクラレに合併）、日本エンバイロケミカルズ（平成27年4月に大阪ガスケミカルが事業承継）、フタムラ化学（当時の商号はツルミコール）、水ingに連なる会社等のメーカーの一次店として、地方自治体向けの活性炭をそれらのメーカーから購入し、二次店その他の利用者に販売していた。

5 その後、 は、被告本町化学として売上げを上げたいと考えていた地方公共団体向けの活性炭について、メーカーに対し、この物件は貴社の活性炭を担いで供給したいといった希望を伝えるようになった。

次第に被告本町化学が一次店を務めるメーカーは増えていき、 は、被告本町化学が一次店を務める各メーカーの営業担当者と人的つながりを深くしていった。こう
10 して、 は、各メーカーの担当者から、本町化学を通じ、この地方自治体の物件で活性炭を供給したいという、メーカー側の希望を聞くようになっていった。

（イ）平成20年頃までに、 は、被告本町化学が供給したいと考える地方公共団体向けの活性炭の入札物件について、被告本町化学の考えと、各メーカーが供給したい物件の希望をまとめて調整するようになり、どの物件で、どのメーカーが活性炭を
15 供給するのかの方針を入札前に決め、それをメーカー各社に伝えるようになっていた。

平成25年頃以降に東日本地区に所在する地方公共団体が入札等の方法により発注する浄水場等向けの活性炭（特定活性炭）の物件について、活性炭を供給したい物件の希望を被告本町化学に伝え、被告本町化学において、どのメーカーがどの物件で活性炭を供給するかの方針を決める関係を被告本町化学と構築していたメーカーは、
20 別紙1のうちの被告本町化学を除いた会社（本件15社。キャボット・ノリット・ジャパンの名称、銘柄、品番、商標等を付した活性炭を販売する幸商事（別紙1の9番）はこれに含まれる。）であった。

（ウ）特定活性炭に関する入札談合は、概要、次のような手順で行われた。

すなわち、被告本町化学の と は、本件15社の営業担当者と、毎年11月
25 頃から翌年1月か2月までの間に、被告本町化学営業部の会議室等で複数回面談するほか、電話やメール等でもやりとりをする（以下「面談等」という。）。 らは、本

件15社の営業責任者に、■■■■が■■■■に作成させていた入札結果表（活性炭の発注物件の落札業者、活性炭納入メーカー、落札金額等の入札結果をまとめたもの）や予定見込表（地方公共団体による今後の発注が見込まれる活性炭の物件についての参考見積の実施状況などを基にとりまとめたもの）を示すなどし、各社の営業担当者からは、
5 この物件を取りたい等の供給予定者になりたい旨の希望を聞いていた。供給予定者を誰にするかは、入札前に被告本町化学の■■■■及び■■■■と本件15社の営業担当者間で確認、調整され、供給予定者が決定されると、その入札価格は、入札前に被告本町化学と供給予定者の営業担当者が相談し、被告本町化学又は供給予定者が決めていた。供給予定者の窓口業者への入札価格の連絡は、■■■■や■■■■が行なうこともあったし、
10 供給予定者が行なうこともあった。そして、被告本町化学の■■■■と■■■■は、協力価格（協力価格は、供給予定者の窓口業者が落札できるようにするため、窓口業者の入札価格よりも高い価格を設定する。）を決め、これを供給予定者以外のメーカーに連絡し、供給予定者以外のメーカーは、協力価格により入札するか、入札に参加しないことで供給予定者が落札できるよう協力していた。

15 本件15社は、落札後には、上記の手順を経て決定された供給予定者から窓口業者までの間の商流に加わることによって被告本町化学が差益を得ることを了承し、実際にも同社は商流に加わって差益を得ていた。

ウ 本件各入札の経緯（甲3、5、13の1～4）

20 (ア) 霞ヶ浦浄水場は、被告セラケムが受注していた活性炭の物件の中で最も契約金額が高く、利益が大きい物件であったことから、被告セラケムの■■■■は、談合の調整合意を取りまとめていた被告本町化学の活性炭グループの■■■■や■■■■に、被告セラケムがどうしても霞ヶ浦浄水場の物件を納入予定メーカーになりたいと毎年強く働きかけていた。

(イ) 平成26年度入札について

25 平成25年10月上旬頃、■■■■は、被告本町化学の営業部を訪れ、同社の■■■■及び■■■■と面談し、被告セラケムを霞ヶ浦浄水場の納入予定メーカーにするように依頼し

た。その後も■は、同人の上司とともに、被告セラケムを霞ヶ浦浄水場の納入予定メーカーにすることを■及び■に依頼し続け、平成26年2月初めに、被告セラケムを霞ヶ浦浄水場の納入予定メーカーにすることの了解を得た。

被告セラケムが霞ヶ浦浄水場の納入予定メーカーに決まると、同年3月上旬に、入札に参加する被告セラケムの窓口業者の入札価格を■が決め、この入札価格を■が■に電話して了承された。

■は、入札の前日である同月10日頃、被告セラケムの窓口業者に入札価格を連絡し、その一方で、被告本町化学の■は、被告セラケム以外の活性炭メーカーの窓口業者が入札に参加する際の入札価格（被告セラケムの入札価格よりも高い価格）を決め、それを各メーカーに連絡した。

平成26年度入札には、落札した被告セラケムの窓口業者である林六のほか、被告セラケムの別の窓口業者（4社）、エーシーケミカル（別紙1の13番）の窓口業者（1社）及びキャボット・ノリット・ジャパンの窓口業者（1社）が参加した。林六の落札価格は浄水場1池当たり1730万円（消費税別。以下同じ。）であり、他の窓口業者の入札価格は1790万円から1960万円の範囲であった。

被告本町化学は、落札後、被告セラケムから活性炭を仕入れ、これを林六に販売することにより、霞ヶ浦浄水場に係る活性炭業務委託契約の商流に入り、差益を取得した。

(ウ) 平成27年度入札について

上記入札の前年である平成26年9月下旬、■は、上司である■とともに、被告本町化学の営業部を訪れ、同社の■及び■と面談し、被告セラケムを霞ヶ浦浄水場の納入予定メーカーにするように依頼した。

その後も■は、被告セラケムを霞ヶ浦浄水場の納入予定メーカーにすることを■及び■に依頼し続け、同年11月上旬に、被告セラケムを霞ヶ浦浄水場の納入予定メーカーにすることの了解を得た。

被告セラケムが霞ヶ浦浄水場の納入予定メーカーに決まると、■と上司の■

は、入札に参加する被告セラケムの窓口業者の入札価格を決め、この入札価格が[]に電話して了承された。

[]は、入札の前日である平成27年3月10日頃、被告セラケムの窓口業者に入札価格を連絡し、その一方で、被告本町化学の[]は、被告セラケム以外の活性炭メーカーの窓口業者が入札に参加する際の入札価格（協力価格である。）を決め、それを各活性炭メーカーに連絡した。

平成27年度入札には、落札した被告セラケムの窓口業者であるITSのほか、被告セラケムの別の窓口業者（4社）、エーシーケミカル（1社）、キャボット・ノリット・ジャパンの窓口業者（1社）及び日本エンバイロケミカルズ（別紙1の番号3）の窓口業者（1社）が参加した。ITSの落札価格は浄水場1池当たり1745万円であり、他の窓口業者の入札価格は1760万円から1970万円の範囲であった。

被告本町化学は、落札後、被告セラケムから活性炭を仕入れ、これを大阪ソーダに販売することにより、霞ヶ浦浄水場に係る活性炭業務委託契約の商流に入り、差益を取得した。

エ 平成28年度以降の各入札（甲1、6、7、11の1～5、17の1～5、乙A1の1～3、乙B3～5）

（ア）平成28年度入札

被告セラケムは平成27年10月27日に被告本町化学に対して談合からの離脱を表明した。

平成28年3月15日に実施された平成28年度入札は、被告セラケムの窓口業者である林六が浄水場1池当たり689万円で落札した。他の窓口業者の入札価格は、被告セラケムの他の窓口業者（3社）が浄水場1池当たり750万円から850万円の範囲、エーシーケミカル（別紙1の番号13）の窓口業者（1社）が浄水場1池当たり1790万円であった。

（イ）平成29年度から令和元年度の各入札

平成29年2月21日に公正取引委員会の立入調査があったことを契機に、それまでに談合からの離脱を表明していなかった本件16社のうちの12社（被告本町化学がこれに含まれる。）も談合行為を取りやめた。

平成29年度入札から令和元年度入札までの落札価格は、順に、1090万円、848万円、770万円であり、落札した括弧内の窓口業者に対応するメーカーは、平成29年度が被告セラケム（ITS）、平成30年度及び令和元年度が大阪ガスケミカル（島田商店）である。

(ウ) 令和2年度入札

霞ヶ浦浄水場についての本件各入札及び平成28年から令和元年度までの入札では、再生処理業務を茨城県内に所在する自らの工場又は委託先工場で行うという条件（以下「県内処理条件」という。）が付されていたが、令和2年度入札では県内処理条件が撤廃された。

そして、令和2年度入札には、前年度までも入札に参加していた大阪ガスケミカル
の窓口業者（島田商店）及び被告セラケムの窓口業者（小西安）のほかに、前年度
では入札に参加していなかった太平化学の窓口業者（東鉦商事）も入札に参加した。
令和2年度入札は、大阪ガスケミカル
の窓口業者が514万円で落札したが、落札できなかった他2社の入札価格は568万7000円（小西安）と680万円（東鉦商事）であり、いずれも令和元年度の落札価格（770万円）よりも低額であった。

(2) 検討

ア 前記認定事実によれば、別紙1の本件16社は、遅くとも平成25年頃までには、東日本地区に所在する地方公共団体が入札等の方法により発注する浄水場等向けの活性炭（特定活性炭）について、各社の利益を確保するため、被告本町化学の営業担当者と本件15社営業担当者との面談等による情報交換を通じて供給予定者及び入札価格を決定し、落札した供給予定者は、同者から窓口業者までの間の商流に被告本町化学を加えて同社を介して活性炭を供給し、供給予定者以外のメーカーは協力価格で入札するなどして供給予定者が落札して供給できるよう協力する旨の基本合意

(本件基本合意) が成立したと認められる。

また、前記認定事実のとおり、被告セラケムの営業担当者は、かねて利益の大きい霞ヶ浦浄水場を受注したいと考え、被告本町化学の営業担当者にその旨働き掛けていたところ、本件各入札においても同様の働き掛けをしてその旨の了承を得て入札に参加したこと、被告本町化学の営業担当者は被告セラケム以外の活性炭メーカーの窓口業者が入札に参加する際の入札価格(被告セラケムの窓口業者の入札価格よりも高い協力価格である。)を各メーカーに連絡しており、実際の入札結果からも他の窓口業者の入札価格が上記のように決められたことがうかがわれること、被告本町化学は、被告セラケムの窓口業者が落札した後、商流に加わって差益を得ていることとからすれば、本件各入札についての個別調整行為があったことも推認できる。

以上のとおり、被告らは、本件基本合意に基づき、個別調整行為をした上で本件各入札をしたものと認められる。

そして、事業者は、本来的には、入札に参加するかどうか、入札に参加する場合に入札価格をどうするか、落札した場合に入札実施者までの商流に別の業者を入れるかどうかなどを自由に決め、入札実施者は、こうした事業者の自由かつ公正な競争により形成される落札価格によって契約を締結する権利ないし法的利益があるというべきところ、特定活性炭に係る入札談合の本件基本合意は、事前に供給予定者を決めてこれに落札、供給させるための方法や手順等を取り決めるものであり、これにより事業者が取決めに制約されて意思決定を行うことになるという点において、他の事業者と共同して相互にその事業活動を制限し、特定活性炭の取引分野における競争を実質的に制限するものであるから、本件基本合意は独占禁止法3条が禁止する同法2条6項の不当な取引制限に該当し、これに基づく個別調整行為の結果として本件各入札が行われたことで、自由かつ公正な競争による価格で契約を締結する原告の権利ないし法的利益を侵害したといえるから、本件各入札における被告らの行為は、原告に対する不法行為を構成する。

イ 被告本町化学の主張について

被告本町化学は、メーカーが供給予定者や入札価格を決定しており、被告本町化学はメーカーの連絡役、手足に過ぎず違法行為の主体でなく、独占禁止法2条6項の事業者にあたらないから、被告本町化学の不法行為は成立しない旨主張する。

しかしながら、被告本町化学の営業担当者であった[]及び[]が、特定活性炭の入札の前にメーカー本件15社の営業責任者と面談等をして入札結果表や予定見込表を示すなどして希望する物件を営業担当者間で確認、調整して供給予定者となるメーカー及びその入札価格の決定に関与し、他メーカーには協力価格を伝えていたこと、本件15社は被告本町化学が落札した供給予定者から窓口業者までの間の商流に加わって差益を得ることを了承していたことは、相互に符合する被告本町化学営業担当者の[]及び被告本町化学営業担当者の[]の各供述（甲12の1～7、13の1～3）によって認定することができ、実際にも、被告本町化学は、本件各入札後、商流に加わって差益を得ていることは既に説示したとおりである。

そうすると、被告本町化学が主張するような、供給予定者及び入札価格の決定に影響力が強いメーカーがあったり、供給予定者の組合せの枠組みができていたりとしても、被告本町化学自身も自らの利益を確保するために主体的に談合に関与していたというべきであり、メーカーの連絡役ないし手足に過ぎない、独占禁止法2条6項の事業者にあたらないから不法行為は成立しない旨の被告本町化学の主張は採用できない。

2 損害額の認定について

(1) 被告らの違法行為により原告が被った損害は、原則として、違法行為により形成された現実の落札価格（現実落札価格）から、当該違法行為がなければ形成されであろう落札価格（想定落札価格）を差し引いた額である（差額説）。

想定落札価格は、現実には存在しなかった価格であり、これを直接推計することは困難であるから、現実存在した落札価格を手掛かりとしてこれを推計することが許されてよい。そして、違反行為の前後で価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、当該違反行為のされる直前の落札価格を

もって想定落札価格とするのが相当である（本件最判、最判昭和62年7月2日・民集41巻5号789頁）。

もつとも、当該違反行為がされる直前の価格が違反行為の影響を受けない自由な競争による価格でない場合には、これをもって想定落札価格とするのは相当でなく、むしろ、当該違反行為が終了した直後の落札価格が違反行為の影響を受けない自由な競争による価格と認められ、かつ相当数の落札があり違反行為の直後の落札価格を合理的に算定することができるときは、価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、その価格をもって想定落札価格と推認することが相当である（東京高裁平成18年2月17日第3特別部判決）。

そして、価格形成に影響を及ぼす経済的要因等にさしたる変動がないときは、直後の落札価格をもって想定落札価格を推認することが許されるが、価格形成に影響を及ぼす顕著な経済的要因等の変動があるときは、上記のような事実上の推認を働かせる前提を欠くことになることから、違反行為の直後の落札価格のみから想定落札価格を推認することは許されず、直後の落札価格のほか、価格形成上の特性及び経済的変動の内容、程度その他の価格形成要因を総合検討してこれを推計しなければならないというべきである（上記最判等）。

既に説示したところによれば、平成26年度及び平成27年度の各入札（本件各入札）は談合の違反行為により形成された落札価格であり、本件16社による談合は本件各入札以前から行われていたと認められるから、本件各入札の直前の落札価格をもって想定落札価格とするのは相当ではない。そこで、本件各入札より後の入札の落札価格による推計の可否を検討する。

(2) 争点①（本件各入札（平成26年度、平成27年度）とそれより後の各入札において、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないといえるか）について

ア 発注業務の同一性について

本件各入札とそれより後の本件各入札は、いずれも霞ヶ浦浄水場の活性炭再生業務

に係る入札であり、入札はいずれも一般競争入札により行われ、1池当たりの再生業務に要する費用を定めて契約されていること（単価契約方式。以上について前提事実(2)イ)からすれば、少なくとも県内処理条件があった令和元年までは(認定事実エ(㍑))、同一条件による同一発注業務であったと認められる。

5 イ 各指標について

総務省統計局が作成した消費者物価指数（甲15）によれば、2014年（平成26年）から2020年（令和2年）の総合指数は98.0から100.1の範囲で推移している。

厚生労働省の作成した賃金に関する資料（甲16）によれば、男女計の賃金は、平成26年から令和元年にかけて299万6000円から307万7000円へと上昇し、令和2年も令和元年と同水準で推移している。平成26年から令和元年までの上昇幅は8万1000円、上昇率は2.7%である。

以上のとおり、本件各入札時とそれより後の各入札とでは、上記各指標に大きな変動はない。

15 ウ 被告らの主張について

被告らは、下記諸点を指摘して、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等がないとはいえない旨を主張するので、検討する。

(ア) 活性炭の輸入価格に関する指摘について

活性炭は、原料により、椰子殻系、石炭系、木質系等に分類されるところ、霞ヶ浦浄水場で使用される活性炭は椰子殻系であり（甲6の9枚目、弁論の全趣旨）、椰子殻系の80%強が東南アジアで生産されているが（甲34の3枚目）、中国産活性炭は主として石炭系のものである（弁論の全趣旨）。また、本件の入札は、粒状活性炭の再生業務であり、新たな活性炭を納入することを主たる内容とするものでもない。したがって、中国産活性炭の輸入価格についての指摘は本件において必ずしも的確なものとはいえない。

この点を措いても、1キログラムあたりの中国から輸入される活性炭の価格は、平

成27年の184.87円から平成28年は146.87円へと下落したものの、平成29年は155.81円、平成30年は176.18円と回復しているものであり(乙A8の1~10、なお、被告本町化学準備書面(6)3頁表参照)、平成29年度以降にその前の下落の影響が残っているとは言い難いし、霞ヶ浦浄水場における平成26年度から令和2年度までの落札価格の推移(浄水場1池あたり、1730万円(平成26年度)、1745万円(平成27年度)、689万円(平成28年度)、1090万円(平成29年度)、848万円(平成30年度)、770万円(令和元年度)、514万円(令和2年度))と、上記輸入価格の推移とで相互の連関性を見出すことはできない。

また、中国からの輸入に限らない活性炭の輸入価格の推移(乙B2)によれば、平成26年度から令和2年度までの間は、1キログラム当たり200円前後の値で推移していることが認められるものの、上記落札価格との相互の連関性を見出すことはできない。

(イ) 燃料費の変動に関する指摘について

原油の輸入価格は、平成27年を100とした場合、平成25年と平成26年は160を上回っていたが、平成28年は70程度、平成29年は90程度、平成30年は120程度、平成31年は110程度、令和2年は80を下回る程度と推移していること(乙B1)が認められるものの、前記(ア)で説示した霞ヶ浦浄水場における平成26年度から令和2年度までの落札価格の推移と、上記燃料費の推移を対比しても、連関性を見出すことはできない。

(ウ) ①原告が主張する談合終了後の5年間においても平成29年度の1090万円と令和2年度の514万円という2倍以上の差がある、②平成26年度及び平成27年度は、平成23年の福島第一原発事故により活性炭に付着した放射性物質についての慎重な配慮が求められていたことから相当程度高額な落札価格となった、③同じ発注者の同地域の同期間の類似の入札において、平成28年度の落札価格を基準(100%)とした場合、最大で276.93%もの差が生じている(鹿島浄水場)旨の指

摘について

入札に参加する業者側の事情は様々であると考えられるのであり、年度毎の落札価格に変動が見られること（上記①）、他の浄水場との落札価格の比率に差異が見られること（上記③）こと自体をもって、直ちに、価格形成に影響を及ぼす経済的要因等があることをうかがわせる事情に当たるとは必ずしもいえない。

また、平成26年度及び平成27年度の各入札は談合により行われた入札であり、その影響により落札価格も高値となったことがうかがわれるところ、上記各入札の入札価格の形成と、それより後に行われた各入札における入札価格の形成に福島第一原発事故がどの程度影響を及ぼしているか（上記②）について、被告らからは具体的に明らかにされていない。

（エ） 以上のとおり、被告らが指摘する前記各諸点は、いずれも入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないとはいえないことをうかがわせる的確な指摘とはいえない。

そして、被告らが種々主張するその他の点も、上記と同様、的確な指摘がされているとはいえない。

エ 小括

以上のとおり、本件は、少なくとも県内処理条件があった令和元年までは、談合の前後を通じて同一浄水場の、同一条件による、同一の委託業務内容の一般競争入札の事案であること（前記ア）、談合の前後を通じて、消費者物価指数、賃金の指標に大きな変動がないこと（前記イ）、他方で、被告らの指摘は的確なものとはいえないこと（前記ウ）からすれば、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないことをうかがわせる的確な事情はなく、本件各入札と、少なくとも平成28年度入札から令和元年度入札までの各入札は、入札における価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないと認められる。

（3） 争点②（想定落札価格を、本件各入札より後の落札価格の平均値をもって算定

することが相当であるか、相当である場合には、いかなる年度の落札価格を算定の基礎とすべきであるか、不相当である場合には、落札価格と予定価格の比率（落札率）をもって想定落札価格とするべきである、あるいは、民事訴訟法248条により損害額を算定するべきであるか）について

5 ア 本件が、県内処理条件があった令和元年度入札までは、談合の前後を通じて同一浄水場の、同一条件による、同一の委託業務内容の一般競争入札の事案であることに照らすと、平成28年度から令和元年度までの4年分の落札価格の平均値をもって想定落札価格とすることには合理性があるというべきである。

イ 想定落札価格算定の基礎とする入札年度について

10 (ア) 原告は、本件が同一浄水場の同一委託業務に係る一般競争入札の事案であるから、県内処理条件が外れた令和2年度についても算定の基礎とすべきである旨主張する。

しかしながら、活性炭再生業務の主たる業務は、数か月使用した粒状活性炭を専用の炉で焼却して吸着性を回復させるというものであり、係る業務を茨城県内に所在する自らの工場又は委託先工場で行うという条件（県内処理条件）が付されているか否かは、入札における価格形成に相応の影響のある要因であると考えられる。実際にも、霞ヶ浦浄水場の令和2年度入札では、落札価格（514万円）は前年度落札価格（770万円）よりも大きく下落し、全ての入札者が令和元年度の前年度落札価格よりも低額で入札している（認定事実エ(ウ)）上、令和2年度入札から霞ヶ浦浄水場と同様に県内処理条件が撤廃された阿見浄水場と鹿島浄水場も令和2年度の落札価格は前年度のそれよりも大きく下落し、他方、従前から県内処理条件がなかった鰯川浄水場、関城浄水場及び新治浄水場には落札価格の大きな下落は見られないこと（乙B8～13、弁論の全趣旨。なお、被告セラケム第7準備書面3頁参照）からは、県内処理条件の撤廃が、令和2年度の入札における価格形成に有意な影響を及ぼしていることがうかがわれる。

25 以上によれば、令和2年度入札が、入札における価格形成の前提となる経済条件、

市場構造その他の経済的要因等にさしたる変動がないと見ることに疑いがあるというべきであり、これを想定落札価格算定の基礎とすることは相当でない。

(4) 被告らは、①公正取引委員会による排除措置命令の実行期間中に実施された平成28年度入札、②本件各入札から時間が経過している令和元年度入札、③落札率が50%を下回る平成28年度、平成31年度の各入札は、平均落札価格算定の基礎とすべきではない旨主張する。

しかしながら、①について、平成28年度入札を落札したのは、既に談合から離脱していた被告セラケムの窓口業者であり、落札できなかった他の窓口業者4社中の3社は被告セラケムの窓口業者だったこと（認定事実エ(7)）からすれば、平成28年度入札が談合による影響を受けていたものとはいえず、その落札価格を平均落札価格算定の基礎とすることが相当性を欠くとはいえない。

②について、県内処理条件があった令和元年までは、談合の前後を通じて同一浄水場の、同一条件による、同一の委託業務内容の一般競争入札の事案であることからすると、本件各入札からの時間が経過していることをもって、令和元年度の落札価格を平均落札価格算定の基礎とすることが相当性を欠くとはいえない。

③について、落札率を問題とすべきではないことについては、後記エに説示しておりである。

以上によれば、被告らの上記主張はいずれも採用できない。

ウ 想定落札価格算定の基礎とする入札の回数について

被告らは、想定落札価格算定の基礎とする入札の回数が少なすぎる旨主張する。

しかしながら、本件が、県内処理条件があった令和元年までは、談合の前後を通じて同一浄水場の、同一条件による、同一の委託業務内容の一般競争入札の事案であることからすると、平成28年度から令和元年度の4回の落札価格を基礎として想定落札価格を算定することが不相当であり、合理性を欠くとはいえないのであり、被告らの上記主張は採用できない。

エ 被告本町化学の主張について

被告本町化学は、①落札価格と予定価格の比率（落札率）をもって想定落札価格とすべきである、②他の談合入札による損害賠償請求の事案と同様に、民事訴訟法248条により損害額を算定すべきである旨主張する。

しかしながら、①について、原告が発注する各浄水場の活性炭再生業務は、国や地方公共団体が行う建設工事のような積算基準がないことから、各年度の入札が行われる2、3か月前（毎年1月頃）に、窓口業者数社から見積価格を徴した上で予定価格を決定しているところ、平成26年度が1810万円、平成27年度が1870万円、平成28年度が1896万円であったのに対し、公正取引委員会の立入調査を契機に、談合行為が取りやめになった後の入札である平成29年度は1176万円と大きく下落し、その後は、平成30年度が1637万円、令和元年度が1701万円と推移している（弁論の全趣旨）。そして、被告セラケムの営業担当者の■が、被告本町化学の■と連絡をとって見積価格を高くしていた旨供述していること（甲13の1）からすれば、平成28年度までの予定価格は談合行為による影響を受けていたというべきである。また、平成29年度以降の予定価格についても、窓口業者数社からの見積価格を参照したという点において、建設工事による積算基準の場合と対比すると客観性、相当性に劣る点があるといえる上、予定価格と落札価格（平成29年度が1090万円、平成30年度が848万円、令和元年度が770万円）においても、落札率（落札価格÷予定価格）が必ずしも一定の傾向を示しているとはいえない。

以上によれば、落札価格と予定価格の比率（落札率）をもって想定落札価格を算定することは、相当性を欠くといわざるを得ない。

②については、被告らが指摘する裁判例の多くは建設工事に係る談合事件であり、そうした事案では、談合があった事案とそれ以外の入札事案とで工事の規模や内容が異なるのが通常であるから、損害の性質上、その額の立証をすることが極めて困難であるときに当たることが多いものと考えられるが、本件は、同一浄水場における、委託業務内容を同一にする入札事案であり、上記のように損害額を立証することが極めて困難であるときに当たるとまでは言い難い。そして、平成28年度から令和元年度

までの4年間の落札価格の平均値をもって想定落札価格とするのが相当であることは、前記説示のとおりである。

以上によれば、被告本町化学の上記主張は採用できない。

オ 被告セラケムの主張について

被告セラケムは、原告が支出した業務委託費のうち、消費税分については、仮払消費税として原告が納めるべき消費税額の計算において差し引かれるのであるから、損害に含めるべきではない旨主張する。

しかしながら、消費税の納付額の計算に当たって、仮払消費税が仮受消費税から控除されるのは、最終消費者において消費税を負担することを目的とした税務上の処理の問題であって、原告は、現に、消費税分も含めて業務委託費を支出している以上、当該消費税分を損益相殺的に差し引いて損害を計算することは相当でなく、消費税として支払った額も含めて損害を算定すべきであり、被告セラケムの上記主張は採用できない。

カ 小括

以上によれば、平成28年度から令和元年度までの落札価格を算定の基礎として、その平均値を想定落札価格とするのが相当であり、その計算値は849万2500円 $((689万円 + 1090万円 + 848万円 + 770万円) \div 4)$ となる。

3 争点(3) (具体的損害額) について

被告らの違法行為により原告に生じた損害額元本は、別紙8 (裁判所認定) の「3 損害額 (税込)」及び別紙9 (裁判所認定) のとおり、平成26年度が3億3307万1957円 (a)、平成27年度が3億7672万4420円 (b) であり、確定遅延損害金 (窓口業者に支払った再生業務委託費の各支払日から各年度の最も遅い支払日の前日までのもの) は、別紙10 (裁判所認定) のとおり、平成26年度分 (平成27年6月24日までのもの) が781万5908円 (c)、平成27年度分 (平成28年6月23日までのもの) が832万3886円 (d) であると認められる。

そして、弁護士費用は、平成26年度分が3330万円 (e)、平成27年度分は3

767万円（f）と認めるのが相当である。

以上によれば、原告の請求は、7億9690万6171円（a～fの合計）及び内金3億6637万1957円（a＋e）に対する平成27年6月25日から支払済みまで、内金4億1439万4420円（b＋f）に対する平成28年6月24日から支払済みまでそれぞれ年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で認められる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は主文第1項の限度で理由があるから、その限度で認容し、その余の請求を棄却することとし、訴訟費用は民事訴訟法64条本文、61条を、
仮執行宣言は同法259条1項を適用して主文のとおり判決する。

なお、被告本町化学の仮執行免脱宣言の申立ては、相当でないからこれを付さないこととする。

水戸地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

(別紙)

当事者目録

水戸市笠原町 9 7 8 番 6

原 告 茨 城 県

同代表者茨城県公営企業管理者企業局長

同 稲 見 真 二

同訴訟代理人弁護士 植 崎 明 夫

同 田 中 道 夫

同 阿 久 津 正 晴

同 鈴 木 翔 太

同指定代理人 澁 谷 憲 一

同 深 谷 真 弘

同 高 須 正 人

同 横 田 定 家

同 角 張 順 一

同 大 津 賢 一

東京都足立区中央本町一丁目 2 番 1 1 号

被 告 本 町 化 学 工 業 株 式 会 社

(以下「被告本町化学」という。)

同代表者代表取締役 小 田 利 明

同訴訟代理人弁護士 高 橋 善 樹

同 堀 越 友 香

同 土 肥 衆

同訴訟復代理人弁護士 木 村 瑠 志

同 木 村 俊 太 郎

広島県世羅郡世羅町大字本郷 9 5 4 番地の 1

被 告

セラケム株式会社

(以下「被告セラケム」といい、被告
本町化学と併せて「被告ら」という。)

同代表者代表取締役

小 島 芳 勝

同訴訟代理人弁護士

渡 部 惇

同

田 中 秀 一

同訴訟復代理人弁護士

片 桐 瑞 穂

以 上

談合業者一覧

番号	業者名	住所
1	本町化学工業株式会社	東京都足立区中央本町一丁目2番11号
2	フタムラ化学株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目29番16号
3	日本エンバイロケミカルズ株式会社 (注1)	
4	大阪ガスケミカル株式会社	大阪府大阪市西区千代崎三丁目南2番37号
5	水i n g株式会社	東京都港区港南一丁目7番18号
6	クラレケミカル株式会社 (注2)	
7	株式会社クラレ	岡山県倉敷市酒津1621番地
8	ダイネン株式会社	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地
9	幸商事株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号
10	太平化学産業株式会社	大阪府大阪市中央区東高麗橋1番16号
11	カルゴンカーボンジャパン株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番3号
12	朝日汙過材株式会社	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1
13	株式会社エーシーケミカル	千葉県流山市美原三丁目89番地の3
14	株式会社サンワ	福岡県福岡市城南区別府二丁目14番8号
15	株式会社ツルミコール (注3)	
16	セラケム株式会社	広島県世羅郡世羅町大字本郷954番地の1

(注1) 上記3は、平成27年4月1日に、上記4に吸収合併された。

(注2) 上記6は、平成29年1月1日に、上記7に吸収合併された。

(注3) 上記15は、令和3年4月1日に、上記2に吸収合併された。

1 落札価格

期間区分		談合期間		談合終了後の期間			
年度(H-平成、R-令和)		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 R2年度
落札価格(1池当り) (税抜)		17,300,000円	17,450,000円	6,890,000円	10,900,000円	8,480,000円	7,700,000円 5,140,000円
平均落札価格 (想定落札価格)		—		7,822,000円			

2 損害割合

年度	落札価格 (①)	想定落札価格 (②)	差額(損害額) (③=①-②)	損害割合 (④=③÷①)
H26年度	17,300,000円	7,822,000円	9,478,000円	54.786127%
H27年度	17,450,000円	7,822,000円	9,628,000円	55.174785%

3 損害額(税込)

年度	委託業務番号	業務名	支払総額 (⑤)	損害割合 (④)	損害額 (⑥=⑤×④)
H26年度	県南上水委託原第26-30-304-6-001号	粒状活性炭再生業務委託	654,231,600円	54.786127%	358,428,155円
H27年度	県南上水委託原第27-30-304-6-001号	粒状活性炭再生業務委託	733,892,400円	55.174785%	404,923,554円
		計			763,351,709円

業務委託費の支払一覧

H26(2014)年度

	粒状	浄水場	支払日	支払額(円)	請求額(円)
1	H26	霞ヶ浦	2014/7/25	37,368,000	20,472,480
2	H26	霞ヶ浦	2014/8/25	54,702,000	29,969,107
3	H26	霞ヶ浦	2014/9/25	93,420,000	51,181,200
4	H26	霞ヶ浦	2014/10/31	56,052,000	30,708,720
5	H26	霞ヶ浦	2014/11/25	37,368,000	20,472,480
6	H26	霞ヶ浦	2014/12/25	37,368,000	20,472,480
7	H26	霞ヶ浦	2015/1/15	37,368,000	20,472,480
8	H26	霞ヶ浦	2015/2/25	74,736,000	40,944,960
9	H26	霞ヶ浦	2015/3/25	93,420,000	51,181,200
10	H26	霞ヶ浦	2015/4/15	57,693,600	31,608,089
11	H26	霞ヶ浦	2015/5/25	56,052,000	30,708,720
12	H26	霞ヶ浦	2015/6/25	18,684,000	10,236,239
	計			654,231,600	358,428,155

H27(2015)年度

	粒状	浄水場	支払日	支払額(円)	請求額(円)
1	H27	霞ヶ浦	2015/7/24	38,264,400	21,112,300
2	H27	霞ヶ浦	2015/9/10	94,230,000	51,991,200
3	H27	霞ヶ浦	2015/10/5	94,230,000	51,991,200
4	H27	霞ヶ浦	2015/11/30	45,673,200	25,200,090
5	H27	霞ヶ浦	2015/11/30	18,846,000	10,398,240
6	H27	霞ヶ浦	2015/12/25	35,953,200	19,837,101
7	H27	霞ヶ浦	2016/1/25	55,026,000	30,360,477
8	H27	霞ヶ浦	2016/3/4	90,244,800	49,792,374
9	H27	霞ヶ浦	2016/3/31	91,810,800	50,656,412
10	H27	霞ヶ浦	2016/4/15	94,230,000	51,991,200
11	H27	霞ヶ浦	2016/5/25	37,692,000	20,796,480
12	H27	霞ヶ浦	2016/6/24	37,692,000	20,796,480
	計			733,892,400	404,923,554

確定損害金の計算書

H26(2014)年度

	始期	終期	日数	請求額(円)	損害金(円) (円未満切捨)
1	2014/7/25	2015/6/24	335	20,472,480	939,490
2	2014/8/25	2015/6/24	304	29,969,107	1,248,028
3	2014/9/25	2015/6/24	273	51,181,200	1,914,036
4	2014/10/31	2015/6/24	237	30,708,720	996,981
5	2014/11/25	2015/6/24	212	20,472,480	594,543
6	2014/12/25	2015/6/24	182	20,472,480	510,409
7	2015/1/15	2015/6/24	161	20,472,480	451,516
8	2015/2/25	2015/6/24	120	40,944,960	673,067
9	2015/3/25	2015/6/24	92	51,181,200	645,023
10	2015/4/15	2015/6/24	71	31,608,089	307,421
11	2015/5/25	2015/6/24	31	30,708,720	130,406
12	2015/6/25			10,236,239	未定
合計				358,428,155	8,410,920

H27(2015)年度

	始期	終期	日数の内訳		請求額(円)	損害金(※)		損害金合計(円) (円未満切捨)
			①2015年	②2016年		①2015年	②2016年	
1	2015/7/24	2016/6/23	161	175	21,112,300	465,627.4	504,733.9	970,361
2	2015/9/10	2016/6/23	113	175	51,991,200	804,795.2	1,242,959.0	2,047,754
3	2015/10/5	2016/6/23	88	175	51,991,200	626,743.2	1,242,959.0	1,869,702
4	2015/11/30	2016/6/23	32	175	25,200,090	110,466.1	602,461.1	712,927
5	2015/11/30	2016/6/23	32	175	10,398,240	45,581.3	248,591.8	294,173
6	2015/12/25	2016/6/23	7	175	19,837,101	19,021.8	474,247.6	493,269
7	2016/1/25	2016/6/23	0	151	30,360,477	0	626,288.5	626,288
8	2016/3/4	2016/6/23	0	112	49,792,374	0	761,850.5	761,850
9	2016/3/31	2016/6/23	0	85	50,656,412	0	588,223.3	588,223
10	2016/4/15	2016/6/23	0	70	51,991,200	0	497,183.6	497,183
11	2016/5/25	2016/6/23	0	30	20,796,480	0	85,231.4	85,231
12	2016/6/24				20,796,480			未定
合計					404,923,554			8,946,961

※ 2015(H27)は1年365日の日割計算、2016(H28)は閏年のため1年366日の日割計算をした。

談合期間

H26		H27	
窓口業者	メーカー	窓口業者	メーカー
林六(株)	セラケム(株)	ITSトレーディング(株)	セラケム(株)
(有)ITSトレーディング	セラケム(株)	林六(株)	セラケム(株)
(株)後藤商店	(株)エーシーケミカル	(株)後藤商店	(株)エーシーケミカル
(株)流山化学	セラケム(株)	筑宝産業(株)	セラケム(株)
(株)取手化学	キャボット・リット・ジャパン(株)	(有)島田商店	日本エンバイロケミカル(株)
筑宝産業(株)	セラケム(株)	(株)流山化学	セラケム(株)
小西安(株)	セラケム(株)	(株)取手化学	キャボット・リット・ジャパン(株)
		小西安(株)	セラケム(株)

入札・見積結果情報閲覧

戻る

件名	県南上水委託原第26-30-304-6-001号粒状活性炭再生業務委託
入札方式	一般競争
案件番号	2620010126004
開札日時	2014/03/12 10:04
予定価格	*****
調査基準価格/最低制限価格区分	*****
調査基準価格/最低制限価格	*****
場所名	茨城県 企業局 県南水道事務所
検査日付	
添付ファイル	

入札経過 (赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回	第2回	随意契約 (1回目)	随意契約 (2回目)	摘要
	金額	金額	金額	金額	
(有)ITSTレーディング	17,900,000				
(株)後藤商店	18,500,000				
(株)流山化学	18,800,000				
(株)取手化学	19,100,000				
筑宝産業(株)	19,300,000				
小西安(株)	19,600,000				
林六(株)	17,300,000				

入札参加資格審査結果

業者名	資格有無	理由	備考
-----	------	----	----

備考

上記金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額が契約の申し込みに係る金額である。
ただし、随意契約においては前述の加算金額を含めた金額である。

(別紙6)

甲第3号証

戻る

件名	県南上水委託原第27-30-304-6-001号経状態活性再生業務委託
入札方式	一般競争
案件番号	272001010027006
開札日時	2015/02/26 13:03
予定価格	*****
調査基準価格/最低制限価格区分	*****
調査基準価格/最低制限価格	*****
課所名	茨城県 企業局 県南水道事務所
検査日付	
添付ファイル	

入札経過 (赤色で表示されているのは落札業者です。)

業 者 名	第 1 回	第 2 回	随意契約 (1回目)	随意契約 (2回目)	摘 要
	金額	金額	金額	金額	
林六(株)	17,600,000				
(株)後藤商店	17,900,000				
筑宝産業(株)	18,400,000				
(有)島田商店	18,800,000				
(株)流山化学	19,000,000				
(株)取手化学	19,300,000				
小西安(株)	19,700,000				
ITSTレーディング(株)	17,450,000				

入札参加資格審査結果

業者名	資格有無	理由	備考
-----	------	----	----

備考

上記金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額が契約の申し込みに係る金額である。
ただし、随意契約においては前述の加算金額を含めた金額である。

(別紙7)

甲第5号証

1 落札価格

期間区分	談合期間		談合終了後の期間			
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
年度(H-平成、R-令和)						
落札価格(1池当り)	17,300,000円	17,450,000円	6,890,000円	10,900,000円	8,480,000円	7,700,000円
平均落札価格 (想定落札価格)					8,492,500円	

2 損害割合

年度	落札価格 (①)	想定落札価格 (②)	差額(損害額) (③=①-②)	損害割合 (④=③÷①)
H26年度	17,300,000円	8,492,500円	8,807,500円	50.910405%
H27年度	17,450,000円	8,492,500円	8,957,500円	51.332378%

3 損害額(税込)

年度	委託業務番号	業務名	支払総額 (⑤)	損害割合 (④)	損害額 (⑥=⑤×④)
H26年度	県南上水委託原第26-30-304-6-001号	粒状活性炭再生業務委託	654,231,600円	50.910405%	333,071,957円
H27年度	県南上水委託原第27-30-304-6-001号	粒状活性炭再生業務委託	733,892,400円	51.332378%	376,724,420円
		計			709,796,377円

業務委託費の支払一覧

H26(2014)年度

	粒状	浄水場	支払日	支払額(円)	損害額(円)
1	H26	霞ヶ浦	2014/7/25	37,368,000	19,024,200
2	H26	霞ヶ浦	2014/8/25	54,702,000	27,849,010
3	H26	霞ヶ浦	2014/9/25	93,420,000	47,560,501
4	H26	霞ヶ浦	2014/10/31	56,052,000	28,536,300
5	H26	霞ヶ浦	2014/11/25	37,368,000	19,024,200
6	H26	霞ヶ浦	2014/12/25	37,368,000	19,024,200
7	H26	霞ヶ浦	2015/1/15	37,368,000	19,024,200
8	H26	霞ヶ浦	2015/2/25	74,736,000	38,048,400
9	H26	霞ヶ浦	2015/3/25	93,420,000	47,560,501
10	H26	霞ヶ浦	2015/4/15	57,693,600	29,372,045
11	H26	霞ヶ浦	2015/5/25	56,052,000	28,536,300
12	H26	霞ヶ浦	2015/6/25	18,684,000	9,512,100
	計			654,231,600	333,071,957

H27(2015)年度

	粒状	浄水場	支払日	支払額(円)	損害額(円)
1	H27	霞ヶ浦	2015/7/24	38,264,400	19,642,026
2	H27	霞ヶ浦	2015/9/10	94,230,000	48,370,500
3	H27	霞ヶ浦	2015/10/5	94,230,000	48,370,500
4	H27	霞ヶ浦	2015/11/30	45,673,200	23,445,139
5	H27	霞ヶ浦	2015/11/30	18,846,000	9,674,099
6	H27	霞ヶ浦	2015/12/25	35,953,200	18,455,633
7	H27	霞ヶ浦	2016/1/25	55,026,000	28,246,154
8	H27	霞ヶ浦	2016/3/4	90,244,800	46,324,802
9	H27	霞ヶ浦	2016/3/31	91,810,800	47,128,667
10	H27	霞ヶ浦	2016/4/15	94,230,000	48,370,500
11	H27	霞ヶ浦	2016/5/25	37,692,000	19,348,200
12	H27	霞ヶ浦	2016/6/24	37,692,000	19,348,200
	計			733,892,400	376,724,420

確定損害金の計算書

H26(2014)年度

	始期	終期	日数	損害額(円)	損害金(円) (円未満切捨)
1	2014/7/25	2015/6/24	335	19,024,200	873,028
2	2014/8/25	2015/6/24	304	27,849,010	1,159,739
3	2014/9/25	2015/6/24	273	47,560,501	1,778,632
4	2014/10/31	2015/6/24	237	28,536,300	926,452
5	2014/11/25	2015/6/24	212	19,024,200	552,483
6	2014/12/25	2015/6/24	182	19,024,200	474,301
7	2015/1/15	2015/6/24	161	19,024,200	419,574
8	2015/2/25	2015/6/24	120	38,048,400	625,453
9	2015/3/25	2015/6/24	92	47,560,501	599,392
10	2015/4/15	2015/6/24	71	29,372,045	285,673
11	2015/5/25	2015/6/24	31	28,536,300	121,181
12	2015/6/25			9,512,100	未定
合計				333,071,957	7,815,908

H27(2015)年度

	始期	終期	日数の内訳		損害額(円)	損害金(※)		損害金合計(円) (円未満切捨)
			①2015年	②2016年		①2015年	②2016年	
1	2015/7/24	2016/6/23	161	175	19,642,026	433,200.8	469,583.9	902,784
2	2015/9/10	2016/6/23	113	175	48,370,500	748,748.8	1,156,398.5	1,905,147
3	2015/10/5	2016/6/23	88	175	48,370,500	583,096.4	1,156,398.5	1,739,494
4	2015/11/30	2016/6/23	32	175	23,445,139	102,773.2	560,505.3	663,278
5	2015/11/30	2016/6/23	32	175	9,674,099	42,407.0	231,279.6	273,686
6	2015/12/25	2016/6/23	7	175	18,455,633	17,697.1	441,220.7	458,917
7	2016/1/25	2016/6/23	0	151	28,246,154	0	582,673.3	582,673
8	2016/3/4	2016/6/23	0	112	46,324,802	0	708,794.7	708,794
9	2016/3/31	2016/6/23	0	85	47,128,667	0	547,259.1	547,259
10	2016/4/15	2016/6/23	0	70	48,370,500	0	462,559.4	462,559
11	2016/5/25	2016/6/23	0	30	19,348,200	0	79,295.9	79,295
12	2016/6/24				19,348,200			未定
合計					376,724,420			8,323,886

※ 2015(H27)は1年365日の日割計算、2016(H28)は閏年のため1年366日の日割計算をした。

これは正本である。

令和7年7月31日

水戸地方裁判所民事第2部

裁判所書記官